

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 福島県いわき市南台四丁目3番地の16

氏名 株式会社あすかクリーン 代表取締役 鷲 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 清水 敏男



許可の年月日 令和2年4月10日

許可の有効年月日 令和7年4月9日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（①選別・破砕、②圧縮梱包）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ① 中間処理（選別・破砕）に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず  
以上6種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であって不要であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃石膏ボードを含む。

##### ② 中間処理（圧縮梱包）に係るもの

廃プラスチック類（軟質廃プラスチック類に限る。）

以上1種類

このうち、特別管理産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

### 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

### 4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

① 中間処理（選別・破碎）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の破碎施設	
処理能力	廃プラスチック類	3. 328 t/日 (8時間)
	紙くず	2. 736 t/日 (8時間)
	木くず	3. 424 t/日 (8時間)
	繊維くず	3. 280 t/日 (8時間)
	金属くず	4. 984 t/日 (8時間)
	ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び 陶磁器くず	4. 480 t/日 (8時間)
	設置年月日	令和2年2月27日
受理年月日	令和2年1月31日	
受理番号	元廃第639号	
設置場所	福島県いわき市南台四丁目3番16	

② 中間処理（圧縮梱包）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類の圧縮梱包施設	
処理能力	廃プラスチック類	0. 665 t/日 (8時間)
設置年月日	令和2年2月27日	
受理年月日	令和2年1月31日	
受理番号	元廃第640号	
設置場所	福島県いわき市南台四丁目3番16	

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年4月10日 新規許可

(以下余白)